

# 新型コロナウイルス感染症に係る緊急支援策

2月26日更新版

東京都では、新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業主・個人事業主の方や働く方を対象に、各種支援策を実施していますので、ご活用ください（国の支援策もあわせて掲載しています）。

※事業の詳細等については、各施策の紹介欄記載のお問合せ先にご連絡ください。

※事業の内容は変更することがあります。最新の情報は各施策の紹介欄記載のホームページをご確認ください。

## 目次

## 事業主・個人事業主の方向けの支援策

（◆東京都の支援策 ◇国の支援策）

<b>【給付金等】</b>		<b>【融資】</b>	
◆感染拡大防止協力金 (1/8～2/7実施分)	1	◆緊急融資	9
◆感染拡大防止協力金 (2/8～3/7実施分)	2	◆緊急借換	9
◆東京都家賃等支援給付金	2	◆危機対応融資	9
◇一時支援金	3	◆感染症対応融資（全国制度）	9
		◆農林漁業特別対策資金	9
		◇無利子・無担保融資	10
		◇資本性劣後ローン	10
<b>【助成金等】</b>		<b>【相談】</b>	
◇イベント関連事業者向け支援	3	◆中小企業者等特別相談窓口	11
◇事業再構築補助金	4	◆フリーランスを含む個人事業主 特別相談窓口	11
◆ガイドライン等に基づく 感染症対策支援	4	◆緊急労働相談ダイヤル	11
◇生産性革命推進事業	5	◆事業承継等の経営課題に対する オンライン相談	11
◆飲食事業者業態転換支援	5	◇経営相談窓口	12
◆タクシー・バス事業者向け 安全・安心確保緊急支援	6		
◆宿泊施設非接触型サービス等 導入支援	6	<b>【専門家派遣】</b>	
◆宿泊施設バリアフリー化支援	6	◆事業再生特別相談窓口	12
◆雇用安定化就業支援に係る 採用・定着促進	7	◇専門家による経営アドバイス	12
◇雇用調整助成金の特例措置	7		
◇小学校等の臨時休業に伴う 保護者の休暇取得支援	7	<b>【その他】</b>	
◇産業雇用安定助成金	8	◆テレワーク促進宿泊施設 利用拡大支援	12
◆妊娠中の女性労働者に係る 母性健康管理措置促進	8	◆テレワークオンラインセミナー	13
◆はじめてテレワーク (テレワーク導入促進整備補助)	8	◆水道料金・下水道料金の 支払猶予	13
		◆都税の徴収猶予	13
		◆固定資産税に係る軽減制度	13

# 目次

# 個人の方向けの支援策

(◆東京都の支援策 ◇国の支援策)

## 【給付金等】

- ◇休業支援金・給付金 14
- ◇小学校休業等対応支援金 14
- ◇住居確保給付金 14

## 【融資】

- ◇緊急小口資金、総合支援資金 15
- ◆中小企業従業員融資 15

## 【就職支援】

- ◆早期再就職緊急支援  
(就職1dayトライ) 16

## 【相談】

- ◆オンライン就職支援 16
- ◆緊急就職相談ダイヤル・窓口 16
- ◆緊急労働相談ダイヤル 16

## 【その他】

- ◆ころといのちを支える相談 17
- ◆TOKYOチャレンジネット 17
- ◆水道料金・下水道料金の  
支払猶予 17
- ◆都税の徴収猶予 18

## その他

- ◆TOKYOテレワークアプリ 18
- ◆多摩地域の宿泊施設を活用した  
サテライトオフィスの提供 18
- ◆都内観光促進事業 18

### ◆ 東京都 新型コロナウイルス感染症 支援情報ナビ

新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの企業や都民のみなさんが利用できる、東京都および国の支援情報を探ることができるサイトです。

<https://covid19.supportnavi.metro.tokyo.lg.jp/>

なお、支援情報ナビでは、区市町村の関連情報についてもご案内しております。

<https://covid19.supportnavi.metro.tokyo.lg.jp/cities>



### ◆ 公益財団法人 東京都中小企業振興公社 中小企業・個人事業主（フリーランス含む）向け支援情報特設サイト

中小企業経営者や個人事業主（フリーランス含む）の方向けに、国・東京都・区市町村の支援情報をまとめています。

また、今後の事業継続に役に立つ情報を動画配信いたします。

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/corona/>



### ◆ 経済産業省 新型コロナウイルス支援策パンフレット

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様にご活用いただける国の支援策をとりまとめたパンフレットです。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>



## 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（1/8～2/7実施分）

都内全域の飲食店等の皆様向け

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、緊急事態宣言が発令され、都内全域の飲食店等に営業時間の短縮要請が行われたことに伴い、要請に全面的にご協力いただいた飲食事業者等に対し、協力金を支給します。

### <主な対象要件>

- 都内（島しょ地域含む）で飲食店等を運営している
- 夜 20 時から翌朝 5 時までの夜間時間帯に営業を行っていた事業者が、対象期間中朝 5 時から夜 20 時までの間に営業時間を短縮（酒類の提供は 11 時～19 時）
- ガイドラインを遵守し、「東京都感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示
- <大企業のみ> 都内にある全ての直営店舗で要請に協力するとともに、傘下のフランチャイズ店に対しても協力依頼を行っている など



### <中小企業・個人事業主等>

#### ○支給額

- ① 令和 3 年 1 月 8 日から 2 月 7 日まで（31 日間）：一店舗当たり、一律 186 万円
- ② 令和 3 年 1 月 12 日から 2 月 7 日まで（27 日間）：一店舗当たり、一律 162 万円
- ③ 令和 3 年 1 月 22 日から 2 月 7 日まで（17 日間）：一店舗当たり、一律 102 万円

#### ○申請受付期間

令和 3 年 2 月 22 日（月）から令和 3 年 3 月 25 日（木）まで



#### ○申請方法

本協力金のポータルサイトから申請できます。 <https://jitan.metro.tokyo.lg.jp/jan/index.html>  
申請書類は、上記ポータルサイトや、都税事務所・支所、都内区市町村役所等で、入手できます。

### <大企業>

#### ○支給額

令和 3 年 1 月 22 日から 2 月 7 日まで（17 日間）：一店舗当たり、一律 102 万円

#### ○申請受付期間

令和 3 年 3 月 1 日（月）から令和 3 年 3 月 25 日（木）まで

#### ○申請方法

WEBを通じて申請いただきます。店舗ごとに協力金を支給いたしますので、店舗ごとに飲食店営業許可書（写）や営業実態を確認できる書類（光熱水費等のお知らせ（検針票）（写）など）などの提出が必要になります。

なお、店舗数に応じて確認書類も多くなることから、確認書類の提出については、改めてお知らせします。

### <お問合せ先>

東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター TEL：03-5388-0567（全日 9 時～19 時）

### 東京都 感染防止徹底宣言ステッカー

感染防止対策を実施して、「感染防止徹底宣言ステッカー」をオンライン上で発行し、店舗等で掲示することで、都民の皆様が安心して利用できる店舗等であることをお知らせすることができます。

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1008420/index.html>



## 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（2/8～3/7実施分）

都内全域の飲食店等の皆様向け

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、緊急事態宣言が延長され、都内全域の飲食店等に営業時間の短縮要請が行われたことに伴い、要請に全面的にご協力いただいた飲食事業者等に対し、協力金を支給します。

### <主な対象要件>

- 都内（島しょ地域含む）で飲食店等を運営している（大企業含む）
- 夜 20 時から翌朝 5 時までの夜間時間帯に営業を行っていた事業者が、朝 5 時から夜 20 時までの間に営業時間を短縮（酒類の提供は 11 時～19 時）
- ガイドラインを遵守し、「東京都感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示
- <大企業のみ>都内にある全ての直営店舗で要請に協力するとともに、傘下のフランチャイズ店に対しても協力依頼を行っている など



<支給額> 一店舗当たり、一律 168 万円

<その他> ポータルサイトの開設時期や申請受付期間、申請方法等は決定次第、都ホームページにて公表します。

### <お問合せ先>

東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター TEL：03-5388-0567（全日 9 時～19 時）

## 東京都家賃等支援給付金

事業者における家賃等の負担を軽減し、事業の継続を下支えするため、国の家賃支援給付金に独自の上乗せ給付（3 か月分）を実施します。

<給付額> 家賃等の総額（月額）×給付率×3

	家賃等の総額（月額）	都の給付額（月額）
中小企業等	75 万円以下	家賃等の総額（月額）×1/12 ※最大給付額（月額）6.25 万円
	75 万円超 225 万円以下	6.25 万円+[支払家賃等（月額）の 75 万円の超過分×1/24] ※最大給付額（月額）12.5 万円
個人事業主	37.5 万円以下	家賃等の総額（月額）×1/12 ※最大給付額（月額）3.125 万円
	37.5 万円超 112.5 万円以下	3.125 万円+[支払家賃等（月額）の 37.5 万円の超過分×1/24] ※最大給付額（月額）6.25 万円

<対象要件> 以下の要件をすべて満たすもの

- (1) 国の家賃支援給付金の給付決定を受けていること
- (2) 都内に本店又は支店等のある中小企業等<sup>※1</sup>又は個人事業主<sup>※2</sup>であること
- (3) 都内の土地又は建物において、家賃等<sup>※3</sup>の支払いを行っていること

※1・中小企業基本法第 2 条に規定する中小企業者

・国と同様に、医療法人、農業法人、NPO 法人、社会福祉法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人等、会社以外の法人も幅広く対象

※2 「主たる収入を雑所得または給与所得で確定申告した個人事業者等の方」として国の家賃支援給付金の給付を受けた方についても、都の給付金の給付対象となります。

※3 管理費、共益費及び消費税を含みます。（光熱費などは含みません。）

### <お問合せ先>

東京都家賃等支援給付金コールセンター  
TEL：03-6626-3300（9 時～19 時、土日祝日を除く）

詳細については

東京都家賃等支援給付金

ポータルサイトをご参照ください。



## 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金（経済産業省）

緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛による影響を受け、売上が減少した中堅・中小事業者に「一時支援金」を支給します。

<支給額> 中小法人等：上限 60 万円、個人事業者等：上限 30 万円

計算方法：（前年又は前々年の対象期間\*1の合計売上）－（2021 年の対象月\*2の売上×3）

\*1「対象期間」：1～3月 \*2「対象月」：対象期間から任意に選択した月

<要件> 緊急事態宣言の再発令に伴い、緊急事態宣言発令地域の

- ①飲食店と直接・間接の取引があること、又は、
  - ②不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと、  
により本年 1～3 月のいずれかの月の売上が対前年比（or 対前々年比）▲50%以上減少
- ※給付要件等は変更の可能性がございますので最新の情報をご確認ください。

<申請方法（調整中）>

**2月下旬～ 事前の事業確認の受付開始予定**

- ・事業確認機関において、①事業の実施状況や、②給付対象の理解等について事前確認を受け、事業確認通知（番号）の発行を受ける。

**3月初旬～ 申請受付開始予定**

- ・申請用 WEB ページから申請
- ※事前確認・申請には 2019 年・2020 年の確定申告書、売上台帳、宣誓書等の書類が必要
- ※影響を示す証拠書類（一次取引先の納品書、顧客の居住地を示す宿帳、顧客名簿、入込観光客の統計など）の保存が別途必要

<お問合せ先>

※準備中（2月下旬開設予定）  
※よくあるお問合せについてはこちら→



詳細については  
経済産業省のホームページ等に  
掲載する予定です。



## イベント関連事業者向け支援 J-LODlive 補助金（経済産業省）

緊急事態宣言に伴って延期・中止したイベント等のキャンセル費用を支援します。

<対象分野> 音楽・演劇・伝統芸能等の公演、展示会、遊園地であって、PR 動画を制作・配信することにより日本発コンテンツの海外展開や訪日外国人の増加に資するもの。

<申請者> イベント又は遊園地の主催・運営法人

- <要件>
- ①緊急事態宣言発令地域で、イベント開催制限や施設利用に関する協力依頼※により開催等を自粛（延期・中止）すること（緊急事態宣言発令期間内に予定されていたものに限る）
  - ②自粛により延期・中止になったイベントに関連する内容の PR 動画を制作し、配信プラットフォームに配信して海外に動画を配信すること

<補助率/補助上限> 下記の対象経費について定額補助（上限 2,500 万円）

<対象経費> イベントを中止したにもかかわらず発生してしまった費用、映像制作・配信費

- ・会場キャンセル費用、チケット払い戻し手数料、感染対策費、リハーサル経費等
- ・開催予定だったイベントに関連する内容の PR 動画を制作し、配信する費用も対象とする。

【※参考：イベント開催制限・施設利用に関する協力依頼】

	イベントの開催制限 （音楽・演劇・伝統芸能、展示会等）	施設の使用制限 （展示場、遊園地、劇場、映画館等）
人数上限 5 千人かつ収容率 50%	緊急事態措置	働きかけ（緊急事態措置以外）
営業時間短縮（20 時まで。酒類提供は 19 時）	働きかけ（緊急事態措置以外）	働きかけ（緊急事態措置以外）

<お問合せ先>

経済産業省 コンテンツ産業課  
TEL：03-3501-9537

詳細については  
経済産業省のホームページ等に  
掲載する予定です。



## 助成金等（国）

### 事業再構築補助金（経済産業省）

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す、以下の要件をすべて満たす企業・団体等の新たな挑戦を支援します。

- <要件> ①申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等。
- ②事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等
- ③補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加の達成。

【中小企業】	■通常枠	補助額：100万円～6,000万円	補助率：2/3
	■卒業枠	補助額：6,000万円超～1億円	補助率：2/3
【中堅企業】	■通常枠	補助額：100万円～8,000万円	補助率：1/2（4,000万円超は1/3）
	■グローバルV字回復枠	補助額：8,000万円超～1億円	補助率：1/2

#### ■緊急事態宣言特別枠

上記1～3の要件に加え、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少していること。

補助額	従業員数5人以下	：100万円～500万円	補助率	中小企業	3/4
	従業員数6～20人	：100万円～1,000万円		中堅企業	2/3
	従業員数21人以上	：100万円～1,500万円			

※公募開始は3月となる見込みです。

<お問合せ先>

中小企業庁 技術・経営革新課  
TEL：03-3501-1816

※よくあるお問合せ



詳細については  
経済産業省のホームページ等に  
掲載する予定です。



## 助成金等（東京都）

### ガイドライン等に基づく感染症対策の支援

業界団体が作成した感染拡大予防ガイドライン等に沿った新型コロナウイルス感染症対策を行う都内中小企業等に対し、経費の一部を助成します。

（1）単独申請 ⇒ 備品購入費、内装・設備工事費に対する助成金

<限度額> 50万円（内装・設備工事費を含む場合は100万円、換気設備工事を含む場合は200万円）  
※限度額は1店舗（事業所）ごとに適用されます

<助成率> 助成対象経費の3分の2以内

<対象経費> ①ガイドライン等に基づく感染予防対策に直接必要な内装・設備工事費

【例】飛沫感染防止のためのパーティション設置工事など

②ガイドライン等に基づく感染予防対策に直接必要な備品の購入費

（1点あたりの購入単価が税抜10万円以上のもの） 【例】サーモカメラの購入など

（2）グループ申請 ⇒ 消耗品の共同購入費に対する助成金

<利用条件> 3者以上の中小企業者等によるグループ申請

<限度額> 30万円 ※限度額はグループごとに適用されます

<助成率> 助成対象経費の3分の2以内

<対象経費> ガイドライン等に基づく感染予防対策に直接必要な消耗品費

【例】アクリル板、消毒液、CO2濃度測定器の購入など

<申請期間> （1）、（2）とも令和3年1月4日（月）から令和3年4月30日（金）まで

<お問合せ先>

公益財団法人東京都中小企業振興公社 事務局  
TEL：03-4477-2886

9時から19時まで（土日祝日は17時まで）

詳細については

東京都中小企業振興公社  
ホームページをご参照ください。



## 中小企業生産性革命推進事業（経済産業省）

感染対策と経済活動の両立に資する販路開拓への投資、テレワーク等に対応した IT ツールの導入等を行う事業者を支援します。通常枠に加え、以下の低感染リスク型ビジネス枠を創設します。

### 持続化補助金 ※3月中公募開始予定

小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援します。

#### ■低感染リスク型ビジネス枠

補助上限：100万円 補助率：3/4

- ・ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組を支援。  
【活用イメージ】…飲食店が、大部屋を個室にするための間仕切り設置を行い、予約制とするためのシステムを導入。

#### 《緊急事態宣言再発令に伴う特別措置》

- ・緊急事態宣言の再発令により令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年又は前々年の同月比で30%以上減少 →補助金総額に占める感染防止対策費の上限を1/4以内（最大25万円）から1/2以内（最大50万円）に引き上げ

### IT導入補助金 ※公募スケジュールは未定（詳細が決まり次第公表予定）

ITツール導入による業務効率化等を支援します。

#### ■低感染リスク型ビジネス枠

補助上限：450万円（テレワーク対応類型は150万円） 補助率：2/3

- ・複数の業務プロセス（販売管理と労務など）を非対面化し、一層の生産性向上を図るITツールの導入や、テレワーク環境の整備に寄与するクラウド型のITツールの導入を支援。  
【活用イメージ】…顧客対応や決済業務の対面実施による感染リスクの低減とともに、効率化を実現するため「遠隔注文システム」、「キャッシュレス決済システム」等を同時導入。

<お問合せ先> ※可能な限りメールでお問合せ願います  
生産性革命推進事業 コールセンター  
Mail: [seisanseikakumei@smrj.go.jp](mailto:seisanseikakumei@smrj.go.jp)  
TEL: 03-6837-5929

詳細については  
生産性革命推進事業  
ポータルサイトをご確認ください。



## 飲食事業者の業態転換支援（新型コロナウイルス感染症緊急対策）

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う都民の外出自粛要請等に伴い、大きく売上げが落ち込んでいる都内中小飲食事業者が、新たなサービス（テイクアウト・宅配・移動販売）により売上げを確保する取組に対し、経費の一部を助成します。

<助成対象> 東京都内で飲食業を営む中小企業者（個人事業主含む）

<限度額> 100万円

<助成率> 助成対象経費の5分の4以内

<申請期間> 第18回（令和3年2月27日（土）～令和3年4月30日（金）**必着**）

※申請方法等の詳細は東京都中小企業振興公社HP「業態転換支援事業」掲載の募集要項をご覧ください

<お問合せ先>  
公益財団法人東京都中小企業振興公社  
経営戦略課 業態転換担当  
TEL: 03-5822-7232 受付時間：平日 9:00～16:30

詳細については  
東京都中小企業振興公社  
ホームページをご参照ください。



## 助成金等（東京都）

# タクシー・バス事業者向け安全・安心確保緊急支援事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、タクシー事業者及びバス事業者が実施する乗客・乗務員の安全・安心の確保に向けた取組を支援します。

## ■タクシー事業者に対する支援

- <補助対象> タクシー・ハイヤー車両内における運転席と後部座席等を隔離する飛沫感染防止策
- <補助金上限／補助率> 限度額：1台あたり8千円／補助率：5分の4
- <申請期限> 令和3年4月30日（金）※消印有効

（タクシー事業者への支援）  
詳細は東京観光財団HPを参照



## ■バス事業者に対する支援

- <補助対象> 観光バス（観光周遊及び空港アクセス等）における感染拡大防止に向けた取組等
- <補助金上限／補助率> 限度額：1台あたり8万円(ただし、車両内への高効率空気清浄機等の設備を設置する場合は、1台あたり30万円)／補助率：5分の4
- <申請期限> 令和3年4月30日（金）※消印有効

（バス事業者への支援）  
詳細は東京観光財団HPを参照



<お問合せ先> 公益財団法人東京観光財団 地域振興部  
観光インフラ整備課 TEL：03-5579-8463

## 助成金等（東京都）

# 宿泊施設非接触型サービス等導入支援事業

宿泊事業者が3密の回避など「新しい日常」への対応に向けて取り組む、非接触型サービスの導入等を支援します。

- <補助対象> 都内において「旅館・ホテル営業」又は「簡易宿所営業」を行っている施設
- <支援対象> (1) アドバイザー派遣

宿泊事業者が3密の回避など「新しい日常」への対応に向けて取組を実施する際、専門家がアドバイスを行います。 上限5回（無料）

## (2) 施設整備等に対する補助

- ①補助対象費用 宿泊施設において、感染症の感染拡大防止のために行う非接触型サービスの導入や感染症防止策等に対する費用
- ②補助金上限／補助率 限度額：1施設あたり200万円 / 補助率3分の2
- ③申請期限 令和3年4月30日（金） ※消印有効

<お問合せ先>  
公益財団法人東京観光財団 地域振興部 観光インフラ整備課  
TEL：03-5579-8463

詳細については  
(公財)東京観光財団  
ホームページをご参照ください。



## 助成金等（東京都）

# 宿泊施設バリアフリー化支援事業

宿泊施設のバリアフリー化を促進し、障害者をはじめあらゆる人が安心して利用できる宿泊環境を整備するとともに、宿泊事業者の集客力向上を支援します。

- 補助制度 <補助対象> 都内において「旅館・ホテル営業」又は「簡易宿所営業」を行っている施設
- <補助金上限／補助率>

・客室整備	補助率最大	10分の10	(限度額最大9,600万円)
・共用部整備	補助率	5分の4	(限度額最大6,000万円)
・備品購入	補助率	5分の4	(限度額320万円)
・実施設計	補助率	5分の4	(限度額100万円)
・コンサルティング	補助率	3分の2	(限度額100万円)

## ■セミナー（参加無料・WEB配信）、アドバイザー派遣（最大5回まで、無料）の実施

<お問合せ先>  
公益財団法人東京観光財団 地域振興部 観光インフラ整備課  
TEL：03-5579-8463

詳細については  
(公財)東京観光財団  
ホームページをご参照ください。





## 雇用安定化就業支援に係る採用・定着促進事業

「雇用安定化就業支援事業」を活用して、新型コロナウイルス感染症の影響により離職した方を正社員として採用し、採用後も職場定着に向けて指導育成の取組を行った中小企業等に対し、助成金を支給します。

- ◇**対象事業者** 雇用安定化就業支援事業※を活用して正社員を採用した中小企業等（都内に雇用保険事業所を置く事業主に限る）

## （※）雇用安定化就業支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等を対象に、派遣社員として約1か月の「トライアル就労」の機会を提供し、その後に派遣先企業等への正社員就職を目指す事業



- ◇**助成要件** 対象労働者を採用後6か月経過した後、指導育成計画の策定や指導育成者（メンター）による指導等を実施すること。

- ◇**助成額** 1人につき20万円

<お問合せ先>  
公益財団法人東京しごと財団 雇用環境整備課  
TEL：03-5211-2174

詳細については  
専用ホームページを作成し、  
ご案内する予定です。

## 助成金等（国）

## 雇用調整助成金の特例措置（厚生労働省）

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成します。

- ◇**対象事業者** 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

◇**特例措置の内容**○**助成内容・対象の大幅な拡充**

- ① 休業手当に対する助成率を引き上げ（中小企業 4/5、大企業 2/3）
- ② 解雇等行わない場合、助成率の上乗せ（中小企業 10/10、大企業 3/4）

※**助成額の上限を対象労働者1人1日当たり15,000円に引き上げ**

※**緊急事態宣言対象区域の知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力する飲食店等又は生産指標（売上等）が前年又は前々年同期と比べ3カ月の平均値30%以上減少した大企業**に関しては、緊急事態宣言対応特例として**助成率を4/5（解雇等を行わない場合10/10）に引き上げ**ます。

※**学生アルバイト・パート労働者も対象**（「緊急雇用安定助成金」として支給）

その他、支給要件（生産指標の要件、休業規模の要件、出向要件）の緩和など

<お問合せ先>  
最寄りのハローワークまたはコールセンター  
TEL：0120-60-3999（土日・祝日含む 9:00～21:00）

詳細については  
厚生労働省ホームページを  
ご参照ください。



## 助成金等（国）

小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援（厚生労働省）  
～労働者に休暇を取得させた事業者向け～

小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、有給の休暇を取得させた企業を助成します。

- ◇**支給額** 休暇中に支払った賃金相当額×10/10 ※**支給上限は1日あたり15,000円**

- ◇**適用日** 令和2年10月1日～令和3年3月31日の間に取得した休暇

<お問合せ先>  
学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター  
TEL：0120-60-3999（土日・祝日含む 9:00～21:00）

詳細については  
厚生労働省ホームページを  
ご参照ください。



## 助成金等（国）

### 産業雇用安定助成金（厚生労働省）

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成します。

#### <対象事業主>

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主（出向元事業主）
- ② 当該労働者を受け入れる事業主（出向先事業主）

#### <助成率・助成額>

- **出向運営経費**：出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費の一部を助成。

	中小企業	中小企業以外
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9/10	3/4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4/5	2/3
上限額（出向元・先の計）	12,000 円/日	

- **出向初期経費**：就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの出向の成立に要する措置を行った場合に助成。

	出向元	出向先
助成額	各 10 万円/1 人当たり（定額）	
加算額	各 5 万円/1 人当たり（定額）	

詳細については  
厚生労働省ホームページを  
ご参照ください。



<お問合せ先> 最寄りのハローワークへ

## 助成金等（東京都）

### 妊娠中の女性労働者に係る母性健康管理措置促進事業

男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理措置の指針の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症対策として、妊娠中の女性労働者に有給休業を取得させた事業主に対し奨励金を支給。

◇ **対象** 都内中小企業等 100 社 ◇ **奨励金** 10 万円 ◇ **募集期間** 令和 2 年 6 月 29 日～令和 3 年 3 月 31 日

<お問合せ先>

公益財団法人東京しごと財団 雇用環境整備課  
TEL：03-5211-2399

詳細については  
東京しごと財団ホームページを  
ご参照ください。



## 助成金等（東京都）

### はじめてテレワーク（テレワーク導入促進整備補助事業）

テレワークをトライアルするための環境構築経費および制度整備費を補助します。

<対象要件> ワークスタイル変革コンサルティング\*を受けた都内の中堅・中小企業等（その他要件あり）

（※） **ワークスタイル変革コンサルティング**

テレワーク導入・活用拡大を検討している企業等に対し、業務改善・ICTの専門家を派遣し、テレワーク導入の前提となる「業務の洗い出し」や「ワークスタイルの見直し・改善」、活用拡大に向けた提案等の支援を行います。（費用は無料。最大5回訪問）

<補助上限額> 従業員 300～999 人企業 **110 万円** 従業員 100～299 人企業 **70 万円**  
従業員 100 人未満企業 **40 万円**

<補助率> 10 分の 10

<お問合せ先>

公益財団法人東京しごと財団 雇用環境整備課  
職場環境整備担当係（はじめてテレワーク担当）  
TEL：03-5211-1756

詳細については  
東京しごと財団ホームページを  
ご参照ください。



## 融資（東京都）

<利子補給> 以下の4メニュー合計融資額1億円まで全額補給（融資実行後3年間）

<信用保証料補助> 以下の4メニューとも全額補助

借換による据置期間などの見直しができます。詳しくは融資を受けた金融機関にお問い合わせください。

### 新型コロナウイルス感染症対応緊急融資

感染症により事業活動に影響を受け、売上5%以上減少等の要件を満たす事業者の方が対象です。

融資限度額	2億8千万円（無担保8千万円）
融資期間	運転資金10年以内（据置5年以内）設備資金15年以内（据置5年以内）
融資利率	1.7%～2.4%以内（責任共有制度対象外の場合は1.5%～2.2%以内）

### 新型コロナウイルス感染症対応緊急借換 ～返済のリスケジュールを可能に～

感染症により事業活動に影響を受け、売上5%以上減少や保証付融資の利用がある等の要件を満たす事業者の方が対象です。（借換対象は、現在借り入れている東京信用保証協会の保証付融資）

融資限度額	2億8千万円（無担保8千万円）
融資期間	運転資金10年以内（据置5年以内）
融資利率	1.7%～2.2%以内（責任共有制度対象外の場合は1.5%～2.0%以内）

### 危機対応融資 ～感染症の影響で売上が激減している事業者～

売上15%以上減少等の要件を満たし、危機関連保証の区市町村認定を受けた事業者の方が対象です。

融資限度額	2億8千万円（無担保8千万円） ※一般の保証枠とは別枠
融資期間	運転資金・設備資金10年以内（据置2年以内）
融資利率	1.5%～2.0%以内

### 感染症対応融資（全国制度） ～全国一律で実施する利子補給対応制度～

セーフティネット保証（4号・5号 ※5号は、売上が15%以上減少の場合に限る）または危機関連保証の区市町村認定を受けた事業者の方が対象です。

融資限度額	無担保6千万円
融資期間	運転資金・設備資金10年以内（据置5年以内）
融資利率	1.8%～2.2%以内（責任共有制度対象外の場合は1.6%～2.0%以内）

融資のお申込みは、都内各金融機関で受け付けます。

<お問合せ先>

産業労働局 金融部 金融課 TEL：03-5320-4877

詳細については  
東京都産業労働局ホームページを  
ご参照ください。



## 融資（東京都）

### 新型コロナウイルス感染症対応 農林漁業特別対策資金

感染症により事業活動に影響を受け、売上5%以上減少等の要件を満たす農林漁業者等の方が対象です。

融資限度額	法人：1,000万円、個人：200万円
資金用途	経営維持に必要な用品等の購入費、中～長期運転資金 等
融資期間	5年（据置1年）
融資利率	0% ※利子を全額補給

<お問合せ先>

産業労働局 農林水産部 調整課 TEL：03-5320-4817

融資の申込方法等詳細は、以下までお問合せください。

（農業）各J A、東京都信用農業協同組合連合会 TEL：042-523-3101

（林業）産業労働局 農林水産部 調整課 TEL：03-5320-4817

（漁業）東京都信用漁業協同組合連合会 TEL：03-3458-3031

※融資及び保証に当たって所定の審査があります。

※保証機関の利用に当たって所定の保証料がかかる場合があります。

詳細については  
東京都ホームページを  
ご参照ください。



事業者向け

給付金等

助成金等

融資

相談

専門家派遣

その他

個人向け

給付金等

融資

就職支援

相談

その他

## 政府系金融機関による無利子・無担保融資

新型コロナウイルス感染症特別貸付等に特別利子補給制度を併用することで、無利子化・無担保融資を実施します。

- 日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」及び「新型コロナウイルス対策マル経融資」、商工中金による「危機対応融資」（各融資とも融資後3年間まで0.9%金利引下げ/無担保）等により借入を行った中小企業者等のうち、一定の売上減少等があった事業者に対して、利子補給を実施。公庫等の既往債務の借換も実質無利子化の対象に。

※ 令和3年1月22日から、「直近2週間以上」等の売上減少実績で比較ができるよう要件緩和を実施するとともに、金融機関の準備が整い次第、補給対象貸付上限額を拡充。

※ 特別利子補給制度（実質無利子）の詳細については、中小企業基盤整備機構 HP をご確認ください。 <https://tokubetsu-riho.jp/>



### 日本政策金融公庫

#### ■「新型コロナウイルス感染症特別貸付」

融資限度額：別枠 中小事業 6億円、国民事業 8,000万円

<問合せ先> 日本政策金融公庫 【平日】 ☎ 0120-154-505

【土日祝】 ☎ 0120-112476(国民) ☎ 0120-327790(中小)



#### ■「新型コロナウイルス対策マル経融資」

融資限度額：別枠 1000万円

<問合せ先> 日本政策金融公庫の本支店

又はお近くの商工会・商工会議所へ



### 商工中金

#### ■「危機対応融資」

融資限度額：6億円

<問合せ先>

商工組合中央金庫相談窓口

☎ 0120-542-711

(平日・土曜)



<資金繰り支援全般に関するお問合せ先>  
中小企業 金融相談窓口  
TEL：0570-783183（平日・休日 9:00～17:00）

<特別利子補給制度に関するお問合せ先>  
(独) 中小企業基盤整備機構  
TEL：0570-060515（平日・休日 9:00～17:00）

## 中小企業向け資本性資金供給・資本増強支援事業

日本政策金融公庫及び商工中金等において、新型コロナウイルス感染症の影響により、キャッシュフローが不足するスタートアップ企業や一時的に財務状況が悪化し企業再建に取り組む持続可能な企業に対して、長期間元本返済がなく、民間金融機関が自己資本とみなすことができる資本性劣後ローンを供給することで、民間金融機関や投資家からの円滑な金融支援を促しつつ、事業の成長・継続を支援します。

### ■資本性劣後ローン

<主な貸付条件>

貸付限度：中小事業・商工中金 7.2億円（別枠）、国民事業 7,200万円（別枠）

貸付期間：5年1ヶ月、10年、20年（期限一括償還）

貸付利率：当初3年間一律、4年目以降は直近決算の業績に応じて変動

	当初3年間及び 4年目以降赤字	4年目以降黒字	
		5年1ヶ月・10年	20年
中小事業・商工中金	0.50%	2.60%	2.95%
国民事業	1.05%	3.40%	4.80%

<お問合せ先>

日本公庫 <平日> ☎0120-154-505 <土曜> ☎0120-112476（国民）、☎0120-327790（中小）

商工中金 <平日・土曜> ☎0120-542-711

受付時間 <資金繰り（融資）に関する相談> 平日 9:00~17:00  
<経営に関する相談> (月)・(水)~(金) 9:00~16:30、(火) 9:00~19:00

## 新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口

新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受ける中小企業の皆様を対象とした相談窓口です。

### ■資金繰り（融資）に関する相談

<相談窓口> 産業労働局金融部金融課（東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 19 階北側）

<電話相談> 03-5320-4877

### ■経営に関する相談

<相談窓口> 公益財団法人東京都中小企業振興公社 総合支援課  
（東京都千代田区神田佐久間町 1-9 東京都産業労働局秋葉原庁舎 5 階）

<電話相談> 03-3251-7881 <Eメール相談> [sien@tokyo-kosha.or.jp](mailto:sien@tokyo-kosha.or.jp)

## フリーランスを含む個人事業主特別相談窓口

フリーランスを含む個人事業主の皆様を対象とした相談窓口です。

### ■資金繰り（融資）に関する相談

<相談窓口> 産業労働局金融部金融課 <電話相談> 03-5320-4877

### ■経営に関する相談（契約トラブル等）

<相談窓口> 公益財団法人東京都中小企業振興公社 総合支援課

<電話相談> 03-3251-7881 <Eメール相談> [sien@tokyo-kosha.or.jp](mailto:sien@tokyo-kosha.or.jp)

※法律相談となる場合は、平日 13 時~15 時（事前予約制）となります。

## 労働相談（東京都）

### 新型コロナウイルスに関する緊急労働相談ダイヤル

新型コロナウイルス感染症に関する解雇・雇止め・内定取消し、休暇や休業とそれに伴う賃金の取扱い、職場のハラスメント等に関する相談をお受けします。

<相談窓口> 東京都労働相談情報センター

<相談受付> 0570-00-6110（東京都ろうどう 110 番）

※「新型コロナウイルス関連の相談」とお伝えください。

<対応時間> 平日 9:00 ~ 20:00 / 土曜 9:00 ~ 17:00

※ 担当区域（会社所在地）の事務所でも相談をお受けしています。  
各事務所の電話番号についてはホームページをご覧ください。（平日 9:00~17:00）  
<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/sodan/sodan/>



## 経営相談（東京都）

### 事業承継等の経営課題に対するオンライン相談

事業承継に関することやその他経営全般について、中小企業の皆様からのご相談にオンラインで対応します。

※電話又はメールにて事前に予約をお取りください。

<電話> 03-3251-7881

<メール> [sien@tokyo-kosha.or.jp](mailto:sien@tokyo-kosha.or.jp)（記入内容はホームページをご参照ください）

<実施時間> 経営相談：平日 9:00~17:00

法律相談：平日 13:00~15:00

（電話・来社・E-mail での相談にも対応しています。）

詳細については  
東京都中小企業振興公社  
ホームページをご参照ください。



## 経営相談（国）

# 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口（経済産業省）

中小企業関連団体、支援機関、政府系金融機関等 1,050 拠点に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し、経営相談に対応しています。

平日のご相談⇒



土日・祝日のご相談⇒



## 経営相談及び専門家派遣（東京都）

# 事業再生特別相談窓口

新型コロナウイルス感染症の影響により急激に経営状況が悪化するなど、深刻な影響を受けている中小企業の皆様からのご相談に対応します。必要に応じて支援方針を策定の上、中小企業診断士等の専門家を無料で派遣し、経営改善や資金繰り等に関するアドバイスを実施します。（1社16回まで。無料）

<支援内容（例）>

- ・経営改善（コスト削減・事業の一部見直し等）に向けたアドバイス
- ・資金繰りに関するアドバイス
- ・経営改善計画策定及び実行の支援 等

※電話又はメールにて事前に予約をお取りください。

<電話> 03-3251-7885 <メール> [saisei@tokyo-kosha.or.jp](mailto:saisei@tokyo-kosha.or.jp) <受付時間> 平日 9:00~17:00

詳細については  
東京都中小企業振興公社ホームページをご参照ください。



## 経営相談及び専門家派遣（国）

# 専門家による経営アドバイス

資金繰りだけでなく、売上げの拡大や経営改善、ITツールの導入など、中小企業・小規模事業者の皆様が抱える様々な経営のお悩みに、専門家が対応します。

- ①全国 47 都道府県のよろず支援拠点において、専門家が何度でも無料で、様々な経営相談に対応します。最寄りのよろず支援拠点までご相談ください。
- ②ご相談の内容に応じて、無料で専門家派遣が受けられます。派遣申請に当たっては、事前により支援拠点または地域プラットフォームへのご相談が必要です。最寄りのよろず支援拠点・地域プラットフォームまでご相談ください。

東京都よろず支援拠点



地域プラットフォーム



## その他（東京都）

# テレワークの促進に向けた宿泊施設利用拡大支援事業

テレワークの場を提供する宿泊施設と、自宅でテレワークを行うことが難しい社員などのテレワークの場を確保したい企業を募集し、マッチングすることで、テレワークの促進と宿泊施設の利用拡大を図ります。

本事業に参加している宿泊施設は、ウェブサイトでも紹介しています。

【HOTEL WORK TOKYO】 <https://www.hotelwork.tokyo/>



<お問合せ先>

東京都宿泊施設テレワーク活用事務局  
TEL：03-6628-8408

詳細については  
東京都産業労働局ホームページを  
ご参照下さい。



## その他（東京都）

## テレワークオンラインセミナー

経済団体と連携したテレワーク導入のきっかけづくりのためのオンラインセミナーを開催します。

<お問合せ先>

東京テレワーク推進センター  
TEL：03-3868-0708

詳細については  
東京テレワーク推進センター  
ホームページをご参照下さい。



## その他（東京都）

## 水道料金・下水道料金の支払猶予

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、一時的に水道料金等のお支払いが困難な事情があるお客さまに対し、お支払いの猶予をいたします。

- ◇内容 ・申出日から最長で1年間、お支払いを猶予 ※猶予期間は、原則4か月ごとに設定  
・支払猶予の対象は、申出時点でお支払いになっていない料金と、  
猶予期間中の検針に基づき新規に請求する料金

◇受付期間 令和3年3月31日（水）まで

詳細については東京都水道局  
ホームページをご参照ください。



<お問合せ先>

【区部】水道局お客さまセンター TEL：03-5326-1101

【多摩】水道局多摩お客さまセンター TEL：0570-091-101（ナビダイヤル）

TEL：042-548-5110（携帯電話・一部のIP電話からはこちら）

※ファクシミリでも受付可：【区部】03-3344-2531 【多摩】042-548-5115

## その他（東京都）

## 都税の徴収猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合には、申請により納税を猶予する制度があります。

◇対象 全ての都税（自動車税環境性能割、狩猟税等を除く）

◇猶予期間 1年間 ◇延滞金 全額免除 ◇担保 不要

◇条件 新型コロナウイルスの影響により、例えば以下のようなケースに該当する方が対象となります。

- ・令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入（給与や売上など）が前年同期に比べて概ね20%以上減少している場合
- ・納税者ご本人又は生計を同じにするご家族がり患され、入院等で多額の費用を要した場合
- ・消毒作業などで、備品や棚卸資産を廃棄したなど、財産に相当な損失が生じた場合
- ・納税者の方が営む事業について、事業を廃止し、又は休止した場合

<お問合せ先>

所管の都税事務所又は支庁



詳細については東京都主税局  
ホームページをご参照下さい。



## その他（東京都）

## 固定資産税に係る軽減制度

◇生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から適用対象を拡充し、適用期限を延長します。

<お問合せ先>

資産の所在する区にある都税事務所

詳細は東京都主税局  
ホームページをご参照下さい。



# 個人の方向けの支援

## 給付金等（国）

### 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（厚生労働省）

感染症及びその蔓延防止措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方に対して、当該労働者の申請により、休業支援金・給付金を支給します。

◇**対象者** 令和2年4月1日から緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末までに、事業主の指示を受けて休業(休業手当の支払いなし)した中小企業の労働者。

※**短時間勤務・シフトの日数減少なども対象**となります。

◇**支給金額** 休業前賃金の8割（日額上限11,000円）を休業実績に応じて支給

#### ◇支給金額の算定方法

**休業前の1日当たり平均賃金×80%** × **(各月の日数－就労した又は労働者の事情で休んだ日数)**

A 1日当たり支給額（11,000円が上限）

B 休業実績

#### ※大企業の非正規雇用労働者の方について

・大企業に雇用されるシフト労働者等（シフト制、日々雇用、登録型派遣等）であって、事業主が休業させ、休業手当を受け取っていない方も対象となる予定です（詳細については今後公表予定）。

#### 【対象となる休業期間】

令和3年1月8日以降の休業*	休業前賃金の80%
----------------	-----------

令和2年4月1日から6月30日までの休業	休業前賃金の60%
----------------------	-----------

\* 令和2年11月7日以降に時短要請を発令した都道府県は、それぞれの要請の始期以降の休業も含む。

<お問合せ先>

休業支援金・給付金コールセンター

TEL：0120-221-276（平日8:30～20:00/土日祝は～17:15）

詳細については  
厚生労働省ホームページを  
ご参照ください。



## 給付金等（国）

### 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（厚生労働省）

新型コロナウイルスの影響による小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を行うため、契約した仕事ができなくなった「個人で仕事をする保護者」を対象に支援金を支給します。

◇**支給額** 令和2年10月1日から令和3年3月31日までの間に就業できなかった日について、  
1日当たり7,500円（定額）

<お問合せ先>

学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター

TEL：0120-60-3999（土日・祝日含む9:00～21:00）

詳細については  
厚生労働省ホームページを  
ご参照ください。



## 給付金等（国）

### 住居確保給付金（厚生労働省）

離職・廃業から2年以内の方に加え、休業等に伴う収入減少により、離職や廃業に至っていないがこうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方を対象に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主へ支給します。

◇**支給額** 〈東京都特別区の目安〉単身世帯：53,700円、2人世帯：64,000円、3人世帯：69,800円

◇**支給期間** 原則3か月（一定の要件を満たす場合には3か月の延長・再延長・再々延長が可能（最長12か月まで））

※3か月間の再支給が可能となりました（申請期限は令和3年3月末まで）

※お申込みはお住いの区市町村の自立相談支援機関まで <https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf>

<お問合せ先>

相談コールセンター

TEL：0120-23-5572（土日・祝日含む9:00～21:00）

詳細については  
厚生労働省ホームページを  
ご参照ください。



事業者向け

給付金等

助成金等

融資

相談

専門家派遣

その他

個人向け

給付金等

融資

就職支援

相談

その他



## 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた休業や失業等による 緊急小口資金、総合支援資金（特例貸付）

新型コロナ感染症の影響を受け、貸付の対象を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

### ■緊急小口資金

〔対象〕 休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯

〔貸付額〕 20万円以内（一括交付）/据置期間 1年以内/返済期間 2年以内/連帯保証人不要、無利子

〔申込先及び問い合わせ先〕 お住いの区市町村社会福祉協議会

### ■総合支援資金（生活支援費）

〔対象〕 収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯

〔貸付額〕 世帯人数2人以上：月額20万円以内 / 単身：月額15万円以内

貸付期間：原則3か月以内（送金は、1か月ごとの分割交付）/据置期間1年以内

返済期間10年以内/連帯保証人不要、無利子

※本資金は、緊急小口資金（特例貸付）と同時に貸付けることはできません。

※令和3年3月までに初回貸付を申請し、貸付期間の3か月目になお生活困窮の状態が続いている場合、自立相談支援機関の支援を受けることで、1回（3か月以内）まで貸付を延長することができます。

※令和3年3月までに緊急小口資金・総合支援資金の貸付が終了した世帯で、再貸付の申請前に自立相談支援機関の支援を受ける場合、1回（3か月以内）まで再貸付を受けることができます。

〔申込先及び問い合わせ先〕 お住いの区市町村社会福祉協議会

緊急小口資金、総合支援資金のチラシはこちら  
（社会福祉協議会の連絡先はこのチラシをご参照ください）



詳細については  
東京都福祉保健局  
ホームページをご参照ください。



## 中小企業従業員融資（新型コロナウイルス感染症緊急対策）

感染症の影響による休業での収入減等に対し、中小企業の従業員（非正規雇用を含む）の方の生活の安定を図るため、実質無利子の融資を行います。

### <主な融資条件>

融資限度額	100万円
返済期間・返済方法	5年以内・元利均等月賦返済
融資利率	1.8% ※利子については全額が負担
保証料	全額が負担
申込窓口	中央労働金庫（都内本支店またはローンセンター） ※お勤め先又はお住まいの最寄りの本支店にお問い合わせください。



<お申しいただける方> ※お申込後、金融機関による審査があります。

- 1 お勤め先の会社等が次のいずれかに該当している方

会社等の業種	資本金・出資金又は従業員数
小売業	5千万円以下 又は 50人以下
サービス業	5千万円以下 又は 100人以下
卸売業	1億円以下 又は 100人以下
上記以外の業種	3億円以下 又は 500人以下

- 2 現在の勤務先に6か月以上勤務し、現住所に3か月以上居住している方であって、勤務先、現住所のどちらかが東京都内にあること
- 3 年間収入(税込)が800万円以下の方
- 4 住民税の滞納がない方
- 5 借入金の使途が生活の安定のためであって、返済の見込みのある方

<お問合せ先>  
産業労働局 雇用就業部 労働環境課  
TEL：03-5320-4653

詳細については  
TOKYOはたらくネットを  
ご参照ください。



## 就職支援（東京都）

### 早期再就職緊急支援事業（就職1dayトライ）

新型コロナウイルスの影響により離職された方などに対して、短期集中的な就職支援プログラムを実施し、早期の再就職を支援します。

- ◇**主な内容** キャリアカウンセリングや就職準備・業界研究セミナー、就職面接会を1日で集中して実施するプログラム
- ◇**開催回数** 全6回（区部会場4回、多摩会場2回）

<お問合せ先>  
就職1day（ワンデー）トライ 事務局  
TEL：03-5657-9106

詳細については  
専用ホームページを  
ご参照ください。



## 就職相談（東京都）

### オンライン就職支援事業

就職活動中の学生や求職者等を対象に、専用のサイトを開設し、キャリアカウンセラーによる就職相談、就職セミナー、企業説明会等をオンラインで実施します。

また、学生向けに、アルバイト探しの相談やLINE相談も行います。

<お問合せ先>  
公益財団法人東京しごと財団 しごとセンター課  
TEL：03-5211-1571

詳細については  
東京しごとセンターホームページを  
ご参照ください。



## 就職相談（東京都）

### 新型コロナウイルスに関する緊急就職相談ダイヤル・相談窓口

新型コロナウイルスの影響により、内定取消し、雇い止め、解雇等で離職された方に対する就職相談をお受けします。

- <支援内容> ・今後のお仕事探しについての相談・カウンセリング  
・東京しごとセンターで提供している各種就職支援プログラム等のご案内  
・その他、関係機関・窓口の紹介
- <相談窓口> 東京しごとセンター1F 総合相談フロア（東京都千代田区飯田橋 3-10-3）
- <電話相談> 03-5213-5013
- <対応時間> 平日9：00～20：00／土曜9：00～17：00

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、できる限り電話相談をご利用ください。

## 労働相談（東京都）

### 新型コロナウイルスに関する緊急労働相談ダイヤル

新型コロナウイルス感染症に関する解雇・雇止め・内定取消し、休暇や休業とそれに伴う賃金の取扱い、職場のハラスメント等に関する相談をお受けします。

- <相談窓口> 東京都労働相談情報センター
- <相談受付> 0570-00-6110（東京都ろうどう 110番） ※「新型コロナウイルス関連の相談」とお伝えください。
- <対応時間> 平日9：00～20：00／土曜9：00～17：00

※ 担当区域（会社所在地）の事務所でも相談をお受けしています。  
各事務所の電話番号についてはホームページをご覧ください。（平日9：00～17：00）

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/sodan/sodan/>



事業者向け

給付金等

助成金等

融資

相談

専門家派遣

その他

個人向け

給付金等

融資

就職支援

相談

その他

## こころといのちを支えるための相談窓口（電話・LINE）

生きることの包括的な支援として、相談窓口を設置しています。消えてしまいたいほどつらい時、気持ちに寄り添い、必要な支援につなげます。

### ■電話相談「東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン～」

毎日午後2時～午前5時30分 ☎0570-087478（はなしてなやみ）

※相談料は無料です。（別途、通話料がかかります。）

友だち登録用

### ■LINE相談「相談ほっとライン@東京」

毎日午後3時～午後9時30分

LINEアプリで右の2次元バーコードから友だち登録をお願いします。

※このほか、各種電話相談窓口があります。3月中は、相談受付時間の延長等を行っています。



<お問合せ先>

福祉保健局 保健政策部 健康推進課 自殺総合対策担当  
TEL：03-5320-4310

各種相談窓口の詳細については  
**福祉保健局ホームページ**  
をご参照ください。



## TOKYOチャレンジネット

仕事はあるけど家がない人や離職中の人を対象とした相談窓口です。

インターネットカフェや漫画喫茶などで寝泊まりしながら不安定な就労に従事している方や離職されている方に対して、サポートセンターであるTOKYOチャレンジネットを設置し、生活支援、居住支援、就労支援及び資金貸付相談などを実施しております。

※今回の新型コロナウイルスに関連して、生活相談や住居相談を希望する方については、以下により支援を行っています。

- 就労による自立した生活を目指している方への支援
- 一時利用住宅の拡充（アパート等の借上げ）：一時利用住宅を100戸で実施 ⇒ 500戸まで拡大
- 緊急的な一時宿泊場所の確保（ビジネスホテル等の借上げ）

<お問合せ先>

TOKYOチャレンジネット  
TEL：0120-874-225  
TEL：0120-874-505（女性専用ダイヤル）

詳細については  
**東京都福祉保健局**  
**ホームページ**をご参照ください。



## 水道料金・下水道料金の支払猶予

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、一時的に水道料金等のお支払いが困難な事情があるお客さまに対し、お支払いの猶予をいたします。

- ◇**内容** ・申出日から最長で1年間、お支払いを猶予 ※猶予期間は、原則4か月ごとに設定  
・支払猶予の対象は、申出時点でお支払いになっていない料金と、  
猶予期間中の検針に基づき新規に請求する料金

◇**受付期間** 令和3年3月31日（水）まで

詳細については**東京都水道局**  
**ホームページ**をご参照ください。



<お問合せ先>

【区部】水道局お客さまセンター TEL：03-5326-1101  
【多摩】水道局多摩お客さまセンター TEL：0570-091-101（ナビダイヤル）  
TEL：042-548-5110（携帯電話・一部のIP電話からはこちら）  
※ファクシミリでも受付可：【区部】03-3344-2531 【多摩】042-548-5115

## 都税の徴収猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合には、申請により納税を猶予する制度があります。

◇対象 全ての都税（自動車税環境性能割、狩猟税等を除く）

◇猶予期間 1年間 ◇延滞金 全額免除 ◇担保 不要

◇条件 新型コロナウイルスの影響により、例えば以下のようなケースに該当する方が対象となります。

- ・令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入（給与や売上など）が前年同期に比べて概ね20%以上減少している場合
- ・納税者ご本人又は生計を同じにするご家族がり患され、入院等で多額の費用を要した場合
- ・消毒作業などで、備品や棚卸資産を廃棄したなど、財産に相当な損失が生じた場合
- ・納税者の方が営む事業について、事業を廃止し、又は休止した場合

<お問合せ先>

所管の都税事務所又は支庁



詳細については東京都主税局

ホームページをご参照下さい。



## TOKYO テレワークアプリ

テレワークの導入・実践に必要な情報を入手できるほか、セミナー等のお申込みやサテライトオフィス等の検索など、テレワークの推進を支援する東京都公式アプリです。

ダウンロードはこちらから <https://tokyo-telework.jp/store/>



<お問合せ先> 東京テレワーク推進センター TEL：03-3868-0708

## 多摩地域の宿泊施設を活用したサテライトオフィスの提供

多摩地域の宿泊施設（10施設）の客室を確保し、希望する方にサテライトオフィスとして提供します。

<対象者> 都内在住又は在勤で、企業等で働く方(個人事業主を含む)

<提供室数> 1日あたり計200室 ※予約先着順

<提供時間帯> 原則9時から19時まで(施設により異なる場合があります)

<利用料金> 1日1室500円(税込) <提供期間> 令和3年3月20日まで

<お問合せ先>

産業労働局 観光部 受入環境課  
TEL：03-5320-4881

詳細については

東京都産業労働局

ホームページをご参照ください。



## 都内観光促進事業

都内の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえつつ、観光産業の早期回復を図るとともに、東京観光への都民ニーズにも応えるため、国の「Go To トラベル事業」とも連携し、感染防止対策を徹底した旅行商品への定額の支援を実施します。

<助成対象> 旅行業者等が企画する、都民を対象とする都内観光に係る感染防止対策を徹底した旅行商品

<助成額> 1泊当たり5,000円（日帰りは1回当たり2,500円）

<お問合せ先>

都内観光促進事業事務局 コールセンター（旅行業者等向け）  
TEL：03-5484-5886

詳細については事業者向け専用

ホームページをご参照ください。

